

人権 NPO 協働助成金 交付要綱

2013年12月5日
一般財団法人大阪府人権協会

(趣旨)

第1条 被差別・社会的マイノリティに対する偏見や差別、社会的排除などをはじめとする人権問題の解決に取り組む NPO・市民団体（以下、「人権 NPO」という）への中間支援が求められています。一般財団法人大阪府人権協会（以下、「府人権協会」という）は、人権問題解決のため NPO・市民団体等の活動のプロセスに焦点を当て、より効果的実践的な活動の支援を図るために、予算の定めるところにより、人権 NPO 協働助成金（以下、「助成金」という）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めます。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、人権問題に取り組み、かつ第 1 条に掲げる課題解決に向けた被差別・社会的マイノリティや関係者と府人権協会や市町村人権協会などが協働した取り組みが実施できる確固たる団体（以下、「団体」という。）です。

2 この助成金の交付の対象となる事業（以下、「助成事業」という。）は、団体が主催又は実施に参加する事業とします。

(助成金の交付申込み)

第3条 助成金の交付の申込みをしようとする団体は、別に定める様式に基づいた人権 NPO 協働助成金交付申込書（様式第 1 号）を府人権協会の代表理事（以下、「代表理事」という）の指定する日までに提出しなければなりません。

2 前項の申込書には、別表第 1 に規定する書類を添付しなければなりません。

(助成金の交付の決定)

第4条 助成金の交付の申込みがあったときは、当該申込みに係る書類により当該申込みの内容を、人権 NPO 創造事業推進委員会で審査し、助成金を交付すべきと認められたものについて、助成金の交付を決定します。

(助成の条件)

第5条 代表理事は、助成金の交付を決定する場合には、次に掲げる条件を附します。

- (1) 助成事業の内容の変更又は助成事業に要する経費の配分の変更（代表理事が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、代表理事の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、代表理事の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難と

なった場合においては、すみやかに代表理事に報告してその指示を受けること。

(助成金交付の決定通知)

第6条 代表理事は、助成金の交付を決定したときは、すみやかにその決定の内容及びこれに附した条件を、人権 NPO 協働助成金交付・不交付に関する決定通知書(様式第2号)により、申込みがあった団体に通知します。

(助成金申請の取り下げ)

第7条 助成金の交付申込みを取り下げることができる期間は原則として、交付決定通知を受け取った日から30日以内とします。

(助成金の交付)

第8条 助成金は、助成金の額の確定後交付するものとします。ただし、代表理事は、助成事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、助成金交付決定額の全部又は一部を概算払いにより交付します。

2 前項の規定により、助成金の交付をうけようとする者は、助成金の額の決定通知を受け取った日以後速やかに人権 NPO 協働助成金交付請求書(様式第3号)を代表理事に提出しなければなりません。

3 助成金は、原則として預金口座への振替により交付します。

(助成事業の遂行)

第9条 団体は、代表理事が行った助成金交付の決定の内容及びこれに附した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければなりません。

2 団体は、府人権協会が行なう交流会及び報告会等に参加するものとします。

(状況報告)

第10条 団体は、代表理事の請求に基づき、助成事業の遂行の状況に関し、代表理事に報告しなければなりません。

2 団体は、助成事業の取り組みを、人権 NPO 協働助成金月次活動報告書(様式第4号)により、定期的に報告をしなければなりません。

(助成事業の遂行等の指導)

第11条 団体が助成金交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該団体に対して、これらに従って助成事業を遂行するよう指導します。

2 前項の指導を受けて、団体が、助成事業の決定の内容又はこれに附した条件

に適合させるための措置を代表理事の指定する日までにとらないときは、助成金交付の決定の全部または一部を取り消します。

(実績報告)

第 12 条 団体は助成事業が完了したときは、人権 NPO 協働助成金実績報告書（様式第 5 号）により、翌年度の 4 月 20 日までに、収支決算書及び別表第 2 に規定する書類を添えて代表理事に報告しなければなりません。

(助成金の額の確定)

第 13 条 代表理事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該実績報告書の審査等により、その助成金交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、人権 NPO 協働助成金確定通知書（様式第 6 号）により、当該団体に通知します。

2 代表理事は、前項に規定する当該実績報告書の審査等により、その助成金の成果が助成金交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置を取るべきことを、当該団体に対して命じます。

3 前条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用します。

(決定の取消し)

第 14 条 代表理事は、団体が助成金交付の決定の内容及びこれに附した条件、そしてこれに基づく代表理事の指導に違反したときは、助成金交付の決定の全部または一部を取り消します。

2 第 6 条の規定は、第 9 条第 1 項及び前項の規定による取り消しをした場合について準用します。

(助成金の返還)

第 15 条 代表理事は、助成金交付の決定を取り消した場合において、その取り消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じます。

(書類の保存)

第 16 条 団体は、助成金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、事業終了後 5 年間保管しておかなければなりません。

(細則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に係る事項は、代表理事が別に定めます。

附則

施行期日

この要綱は、2013年12月5日から施行します。

別表第1（第3条関係）

区 分	添 附 書 類
交付申込書	規約、決定機関の承認に係る役員等名簿、前年度の事業報告書および決算書（これがない場合は、事業計画書及び予算書）

別表第2（第12条関係）

区 分	添 附 書 類
実績報告書	事業報告書・収支決算書・事業報告原稿・写真